

公立高校の授業料無償化制度の復活に関する意見書（案）

公立高校の授業料無償化制度は、教育費用を社会全体で負担するという理念の下、国民的な教育機関となっている高校において、その授業料を無償にすることによって経済的負担の軽減を図り、全ての子どもたちの教育の機会均等に寄与していた。

世界各国では、フランス、ドイツ、イギリス、アメリカ、オーストラリアなど、多くの先進国で高校の授業料は無償化されており、所得制限も設けられていない。

しかし、国は、本年４月に入学する高校１年生から所得制限を導入し、保護者の収入によっては高校授業料を徴収することとした。所得制限の導入は、教育費用を社会全体で負担するという制度の理念を否定するのみならず、中等教育無償化の漸進的導入を定めた国際連合の国際人権Ａ規約の趣旨にも沿わないものである。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、全ての子どもたちの教育の機会均等に寄与する公立高校の授業料無償化制度を復活させるよう強く要請する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２６年６月 日

東京都議会議長 吉 野 利 明

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

宛て